

国際警察緊急援助隊規程

〔昭和63年3月28日〕
〔本部訓令第9号〕

国際警察援助隊規程を次のように定める。

（趣旨）

第1条 この規程は、兵庫県警察の国際警察緊急援助隊（以下「緊急援助隊」という。）の編成、緊急援助隊の要員（以下「隊員」という。）の指名手続等について必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 緊急援助隊は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）に基づいて派遣された被災国において、災害に係る救助活動、救急活動及び災害応急対策のための活動を行うことを主たる任務とする。

（編成）

第3条 緊急援助隊は、別表第1のとおりとする。

（指名手続）

第4条 隊員には、警備部機動隊員をもって充てる。

2 隊員は、警備部機動隊長（以下「機動隊長」という。）の上申により、警察本部長（以下「本部長」という。）が指名する。

3 機動隊長は、前項の指名に係る上申を行うときは、次に掲げる者を基準とするほか、別表第2に掲げる資格を有する者及び英語等の語学力のある者を選考し、あらかじめ警務部警務課長に協議しなければならない。

(1) 幹部については、人格、識見、判断力及び部隊活動指揮能力に優れ身体強健かつ冷静沉着である者

(2) 分隊員については、身体強健で、冷静沉着かつ機敏である者

4 機動隊長は、配置換え、入校その他の理由により、隊員の指名を変更する必要があると認めるときは、速やかに後任の隊員の指名に係る上申を行わなければならない。

5 第1項及び前項の規定による上申は、国際警察緊急援助隊要員指名・解除上申書（様式第1号）に、新たに指名を受けようとする者の国際警察緊急援助隊要員名簿（様式第2号。以下「隊員名簿」という。）を添付して行うものとする。

（公用旅券発給請求書の作成等）

第5条 機動隊長は、前条の規定により隊員の指名を受けた者について、速やかに当該隊員に係る公用旅券発給請求書（旅券法施行規則（昭和45年外務省令第5号）別記様式第3号）を作成し、警備部災害対策課長（以下「災害対策課長」という。）に送付するものとする。当該公用旅券発給請求書の記載内容に変更が生じたときも同様とする。

（隊員名簿の整備）

第6条 災害対策課長は、第4条第2項の規定により指名された隊員の隊員名簿を常に整備し、指名状況等を明らかにしておかなければならない。

2 機動隊長は、隊員名簿の記載内容に変更が生じたときは、その都度、その内容を災害対策課長に通報しなければならない。

(災害発生時の措置等)

第7条 災害対策課長は、海外、特に開発途上国において大規模な災害が発生したときは、警察庁警備局警備課長との連絡を密にし、緊急援助隊の派遣要請に係る意向等に関する情報の収集に努めるものとする。

2 災害対策課長は、警察庁警備局警備課長から派遣要請が予想される旨の通報を受けたときは、速やかに本部長に報告するとともに、機動隊長その他の関係所属長に通報するものとする。

(派遣指示受理時の措置)

第8条 緊急援助隊の派遣に係る国家公安委員会からの指示は災害対策課長(執務時間外にあっては、警備部の業務別宿直員。以下同じ。)が受理するものとし、派遣命令は本部長が行うものとする。

2 機動隊長は、前項の派遣命令を受けたときは、速やかに派遣する隊員を選考して緊急援助隊を編成し、次に掲げる事項を本部長に報告(災害対策課対策第二係)して派遣するものとする。

(1) 派遣する隊員の階級及び氏名

(2) 帯同する車両及び装備資機材の名称、形状及び台数

(3) その他参考となる事項

(教養訓練)

第9条 機動隊長は、隊員に対し、別に定める教養訓練計画に基づき、任務の遂行に必要な知識及び技術について、教養訓練を行うものとする。

2 機動隊長は、隊員を国際協力機構その他の機関の主催する教養訓練に積極的に参加させるものとする。

(指名の特例)

第10条 本部長は、災害の規模及び態様、必要とされる知識及び技能等から必要であると認めるときは、第3条に規定する編成以外に隊員を指名することができる。

2 第5条及び第8条の規定は、前項の規定により指名した隊員について準用する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月22日本部訓令第8号)

この規程は、平成8年3月22日から施行する。